

## 【資料 1】

### 食を活用した誘客促進事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「食を活用した誘客促進事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものである。

#### 1 業務内容

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| (1) 業務名    | 食を活用した誘客促進事業業務委託            |
| (2) 業務の内容等 | 別添【資料 2】「委託業務仕様書」のとおり       |
| (3) 履行期間   | 別添【資料 2】「委託業務仕様書」のとおり       |
| (4) 委託額の上限 | 4, 510, 000円（消費税及び地方消費税を含む） |

#### 2 実施スケジュール

- |                       |                            |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 実施要領等の公開          | 令和 8 年 7 月 6 日（月）          |
| (2) 実施要領等に関する質問の提出期限  | 令和 8 年 7 月 10 日（金）         |
| (3) 上記質問に対する回答（最終）    | 令和 8 年 7 月 13 日（月）         |
| (4) 参加資格確認申請書類提出期限    | 令和 8 年 7 月 16 日（木）午後 5 時まで |
| (5) 参加資格の確認結果の通知      | 令和 8 年 7 月 17 日（金）         |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求  | 令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 5 時まで |
| (7) 企画提案書等提出期限        | 令和 8 年 7 月 24 日（金）午後 5 時まで |
| (8) 企画提案（各社プレゼンテーション） | 令和 8 年 7 月 30 日（木）予定       |
| (9) 結果通知              | 令和 8 年 8 月上旬予定             |
| (10) 契約締結             | 令和 8 年 8 月上旬予定             |

#### 3 参加資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、下記に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

##### (1) 単独企業による参加

ア 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者

- エ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
  - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でない者
  - カ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる体制を整えている者
  - キ 本業務の遂行に際し、関連法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者
- (2) 共同企業体（以下「JV」という。）による参加
- ア JVを構成する者のうち、いずれかが3（1）のアを満たしていること
  - イ JVを構成する全ての者が、3（1）のイからキまでを満たしていること
- ※JVの代表者は、3（1）のアの条件を満たす構成員とする。また、JVの構成員である者は、単独参加及び他のJVの構成員としての参加はできない。

#### 4 企画提案競技の手続等に関する事項

##### (1) 問合せ・各種書類提出先

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1 秋田県庁第二庁舎1階

電話：018-860-2261

メールアドレス：kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp

##### (2) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「【様式1】質問票」により受け付ける。

ア 受付期間：令和8年7月10日（金）まで

イ 受付場所：4（1）に同じ

ウ 提出方法：電子メール

エ 回答方法：質問及び回答事項を取りまとめの上、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「県政情報－電子手続き・入札・補助金等－電子入札・入札・コンペコンペ情報」に掲載する。

オ 掲載期日：随時掲載／最終：令和8年7月13日（月）

##### (3) 参加資格の確認

参加者は、下記の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。（押印不要）

ア 提出期限及び方法は次のとおりとする。提出後、申請書への追加及び変更は認めない。

提出期限：令和8年7月16日（木）午後5時まで

提出方法：電子メール（PDF形式のデータを基本とする）

イ 参加資格確認申請書類

- ・【様式2】企画提案競技参加資格確認申請書

- ・【様式3】会社概要整理票（会社パンフレット等、様式中の項目が全て記載された既存の資料に代えることができる）
- ・【様式4】主要業務実績書
- ・【様式5】共同企業体結成届（JV参加の場合のみ）
- ・【様式6】共同企業体協定書（JV参加の場合のみ）
- ・【様式7】「賃金水準の向上」及び「女性活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票（加点措置を希望する場合のみ）

（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合）

賃金水準の向上の取組に関する次の資料を提出すること。なお、加点措置の詳細については別添「企画提案競技審査要領」により確認すること。

①直近年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し又は「税理士等の第三者による賃上げ実績確認書類（任意様式又は参考様式）」

②「パートナーシップ構築宣言」の写し

（女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合）

女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料を提出すること。なお、加点措置の詳細については別添「企画提案競技審査要領」により確認すること。

①（従業員数100人以下の企業に限る）労働局の受付印が押印された女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の写し

②知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し

③法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）に関する認定通知書の写し

④秋田県知事表彰（女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）の受賞に関する表彰状の写し（写真可）

ウ 期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができないものとする。

エ 参加資格の確認は、提出期限の日をもって行う。

オ 参加資格の確認結果については、令和8年7月17日（金）までに、メール等書面により通知する。

カ 参加意思確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。

#### （4）参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

#### （5）参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

・提出期限：令和8年7月21日（火）午後5時

・提出場所：4（1）に同じ

・提出方法：電子メール

イ 県は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対して書面でそ

の理由を説明する。

(6) 企画提案書の作成及び提出

企画提案書は、【様式8】企画提案届を添えて次により提出すること。

ア 提出期限及び方法は次のとおりとする。

- ・提出期限：令和8年7月24日（金）午後5時まで
- ・提出方法：電子メール（PDF形式のデータを基本とする）

イ 企画提案書は、【資料2】委託業務仕様書を熟読して作成すること。

ウ 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4判・横書きとし、枚数は20ページ以内（表紙・裏表紙除く）とする。

エ 企画提案書には次の資料・内容を含めること。

①業務の基本方針と運用戦略

- ・本事業の目的（目的型観光の創出）とターゲット層（美食家層）を踏まえた、アカウント全体の世界観と運用方針

②具体的な実施内容と投稿計画

- ・年間および月間の具体的な投稿計画（テーマ設定等）
- ・掲載飲食店の選定基準と、特定の店舗に不当に偏らない「公平性」を担保する方法
- ・上記基準に基づく、本事業のコンセプトに合致する具体的な候補店舗（飲食店・美食の宿等）案（5～10店程度）

③クリエイティブの質と制作・運用体制

- ・具体的な投稿イメージ

企画の具体性とコンテンツ作成能力を示すため、実際の「リール動画のサンプル」および「カルーセル投稿の画像サンプル」等を含めること

※リール動画のサンプルについては、提案書内に限定公開の視聴用 URL（YouTube や Google ドライブ等）を記載するか、動画データ（MP4 形式等）を別途提出し、審査会実施日 2 日前の 17 時までに閲覧可能な状態にすること。（動画ファイルはページ数にカウントしない）

- ・起用するクリエイター等の選定根拠と体制

仕様書が求める要件（Instagram のアルゴリズム理解、高いコンテンツ制作スキル、美食家層向けの表現力等）を満たすクリエイター等の起用体制および選定根拠

④波及効果の創出と効果測定

- ・UGC（ユーザーの自発的な投稿）を促し、来県の波及効果を測定・分析するための手法
- ・制作したコンテンツを、SNS 上での一過性の消費で終わらせず、中長期的な観光資源として蓄積・活用するための展開案。

⑤業務の実施体制

⑥業務全体のスケジュール案

⑦類似業務の実績

⑧その他必要と思われる内容

オ 提出できる企画提案は1案までとする。

カ 本業務を実施するために必要な経費（消費税及び地方消費税額を含む。）とその積算内訳を記載した見積書を提出すること。（押印不要）

キ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。

ク 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

#### (7) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

## 5 受託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 受託候補者の選定方法

企画提案の審査は、【資料3】企画提案競技審査要領に基づき、審査会が行う。

なお、企画提案の実施に要する費用の総額が委託額の上限額を上回った場合には、審査の対象とはならない。

### (2) 審査会の開催

審査会は次のとおり実施する。

ア 審査日程 令和8年7月30日（木）（予定）

イ 原則、提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

なお、書面による審査を行う場合には、参加者に別途連絡する。

ウ 審査会は秋田県庁内において開催する。参加方法については別途通知する。

エ 企画提案書によるプレゼンテーションを評価し、第1順位者を受託候補者として選定する。

オ 審査の結果は、決定後速やかに各参加者に書面で通知する。ただし、提案された内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会で判断した場合には、受託候補者を選定しないことがある。

カ 第1順位者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

## 6 契約に関する事項

### (1) 契約書作成の要否

要

### (2) 契約保証金について

ア 本業務の受託候補者は、秋田県財務規則177条の規定により、契約額の100分の10に相当する額を契約保証金として秋田県に納付するか、それに代わる担保を提出する必要がある。ただし、受託候補者（共同企業体の場合はその構成員全て）が、

秋田県財務規則第 178 条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

イ 受託者が支払った契約保証金は、秋田県財務規則第 179 条の規定により還付する。

## (2) 企画提案書等の関係

企画提案書等に記載された事項は、【資料 2】委託業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約段階において内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

## 7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案にあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 資本関係又は人的関係がある者（関係する会社）同士は同時に参加してはならない。

## 8 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類の取扱い
  - ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、当該企画提案競技の参加者に帰属する。
  - イ 提案書等、参加者が提出した提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者の負担とする。
- (4) 企画提案等作成に関する一切の経費は参加者の負担とする。